

石川県物価高騰対策支援金支給要綱（令和6年度介護分）

（趣旨）

第1条 報酬等が公定価格として定められ、エネルギー価格・物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内高齢者施設等に対し、光熱費・食費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、石川県物価高騰対策支援金（介護分）（以下、「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（事務の取扱い）

第2条 石川県から支援金事業を委託された「石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設分）運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（支給の対象等）

- 第3条 支給の対象となる事業所・施設（以下「事業所等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 令和7年3月31日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である事業所等（公立を除く）を運営する者とする。
 - 3 その他知事が適当と認める者を支給の対象とする。

（支給額）

第4条 支給額は、別表に定めるとおりとする。

（同意事項）

第5条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、支援金を支給しない。

- （1）支給の対象となる事業所等の要件を満たしていること
- （2）支給のために提出した書類に虚偽がないこと
- （3）支援金の申請は、1事業所等につき1回限りとすること
- （4）石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有して

おらず、かつ将来にわたっても該当しないこと

(5) 県税の滞納がないこと

(6) 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること

(7) 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、石川県物価高騰対策支援金申請書（令和6年度介護分）（様式第1号）を、令和7年7月31日までに知事に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給の決定をする。

2 支給の決定をした場合には、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を速やかに支給する。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を支給すべきでないと認められたときは、石川県物価高騰対策支援金不支給決定通知書（令和6年度介護分）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第8条 知事は、支援金を支給した場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の支給を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を支給することが適当でないと認められた場合

(支援金の周知等)

第9条 知事は、支援金の支給に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による高齢者施設等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、高齢者施設等から第6条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、支援金の支給を辞退したものとみなす。

2 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(調査)

第11条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第12条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

申請区分	対象事業所・施設	支給額
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護※、短期入所療養介護※、救護施設 ※空床利用型は除く、保険医療機関のみなし指定除く	定員1名あたり 10千円
通所系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス事業所 ※保険医療機関のみなし指定は除く	1施設あたり 130千円
訪問系	訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、訪問型サービス事業所、介護予防支援、福祉用具貸与・販売 ※保険医療機関のみなし指定は除く	1施設あたり 65千円

※入所系施設等の定員は、令和7年3月31日時点の定員数を用いる。なお、令和7年3月31日時点で施設・サービスを一部休止していた場合、当該休止に係る定員については支給対象外とする。

※介護サービスと総合事業の両方を実施している場合は、介護サービスの事業所（通所型なら通所介護事業所等）として申請するものとする。

※申請書の提出日時点において、施設・サービスを廃止又は全体を休止している場合は、支給の対象とならない。

※国、都道府県又は市町村等が運営する公立施設・サービスは、支給の対象とならない。